

芝浦小学校及び芝浜小学校の通学区域見直しについて

芝浜小学校通学区域の児童数増加に伴い、芝浦小学校及び芝浜小学校の通学区域を見直します。

1 現在の通学区域の決定経緯

令和元年度、芝浜小学校の令和4年4月開校に向け、(仮称)芝浦第二小学校検討委員会で保護者や地域の代表者等の意見を聞き検討し、開校時点の両校の就学予定年齢児童の居住分布等を考慮して決定しました。

【通学区域設定の主な要点】

- ・ 通学距離と両校の規模を考慮し、広い道路や運河等、分かりやすい箇所を区域を分けた。
- ・ 特に人口の集中する芝浦アイランドの地域については、人口規模や各住宅の立地を考慮し、4棟の高層住宅のうち、北側の3棟を芝浜小学校の通学区域とし、南側の1棟を芝浦小学校の通学区域とした。



2 現状と課題

芝浦地域について、芝浜小学校の児童数の増加が大きく、学年によっては芝浦小学校と芝浜小学校の児童数が逆転する状況も生じています。芝浜小学校は、24学級分の普通教室を備えますが、このまま児童数の増加が続くと、教室不足に陥ることが想定されます。

【芝浦小学校と芝浜小学校の児童数・学級数（令和6年4月）】

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
芝浦小	児童数	172人	126人	157人	173人	138人	147人	913人
	学級数	5学級	4学級	5学級	5学級	4学級	4学級	27学級
芝浜小	児童数	151人	144人	128人	96人	56人	64人	639人
	学級数	5学級	5学級	4学級	3学級	2学級	2学級	21学級
計	児童数	323人	270人	285人	269人	194人	211人	1,552人
	学級数	10学級	9学級	9学級	8学級	6学級	6学級	48学級

3 現在の通学区域決定後の主な変化等

(1) 学級編制の基準の改正

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準の一部を改正する法律が令和3年度から施行され、それまで40人で1学級としていた2年生から6年生について、令和7年度までに低学年から段階的に35人1学級へ移行することとなりました。このことにより、児童数に対して編制する学級数が増え、その分の普通教室が追加が必要となっています。

(2) 居住人口割合の変化

現在の通学区域は、通学区域決定時点である令和元年度の3～5歳児及び小学校1年生～3年生児童の居住割合（芝浦：芝浜＝56.1%：43.9%）を踏まえ決定しました。

しかしながら、開校後の状況を見ると、芝浜小学校区域の居住割合が徐々に増加する状況となっており、今後入学してくる現在の0歳児～5歳児についても、同様の傾向が見られます。

4 今後の児童数・学級数の予測

港区人口推計（令和6年3月）によると、区全体で小学校へ入学する児童数は、今後数年間減少した後、再び増加に転じる推計となっています。

通学区域を変更しない場合、現在の小学校入学前児童の居住割合を考慮すると、芝浜小学校の学級数は、将来的に30学級を超える一方、芝浦小学校の学級数は、30学級には達しない見込みです。

<各学校の教室数>

芝浦小学校：38教室

芝浜小学校：24教室（多目的室の転用で最大27教室）

5 通学区域の見直し内容

芝浦地域の児童を芝浦小学校と芝浜小学校の両校で受け入れていくため、普通教室数に比較的余裕のある芝浦小学校の通学区域を拡大し、芝浜小学校の通学区域を縮小する見直しを行います。

具体的には、通学距離や居住割合、両校の規模を考慮し、現在、通学区域が分割されている芝浦四丁目の芝浦アイランド地域について、全て芝浦小学校の通学区域とする見直しを行い、令和7年度入学者から適用します。

<見直し後の通学区域>

芝浦4丁目20番～22番を芝浜小学校区域から芝浦小学校区域へ変更

○芝浜小学校の通学区域

芝浦1丁目（6番～16番）、芝浦2丁目、芝浦3丁目、海岸3丁目（1番～3番、14番～19番、22番～30番）

○芝浦小学校の通学区域

芝浦4丁目、海岸3丁目（4番～13番、20番・21番、31番～33番）

(現在の通学区域)



(見直し後の通学区域)



6 通学区域見直しに伴う経過措置

(1) 芝浜小学校入学希望への対応

- ア 見直し区域に居住し、見直し以前から兄・姉が芝浜小学校に在籍している児童については、芝浜小学校への入学を希望する場合、受け入れることとします。
- イ 見直し区域に居住する上記「ア」以外の児童については、見直しの初年度となる令和7年度入学者は、芝浜小学校への入学を希望する場合、受け入れることとします。
- ウ 見直し区域に居住する上記「ア」以外の児童については、令和8年度及び令和9年度入学者は、芝浜小学校を希望する場合、抽選になった時の抽選順位を優先します。

(2) 芝小学校入学希望への対応

見直し区域に居住する児童については、芝小学校が通学区域に隣接する学校ではなくなることから、学校選択希望制による選択可能校から外れますが、見直し後の3年間（令和7年度入学から令和9年度入学）までは、芝小学校への選択希望を可能とします。

7 今後のスケジュール（予定）

令和6年	4月下旬	保護者等周知
	7月	教育委員会（通学区域規則改正審議）
	10月上旬	令和7年度入学手続き（学校選択希望）開始